

令和2年

渡島西部広域事務組合議会

第2回定例会 会議録

令和2年9月4日 開会

令和2年9月4日 閉会

渡島西部広域事務組合議会

会議録の作成にあたっては、誤字・脱字等に十分注意しましたが、時間の関係上、印刷原稿の校正は、初校しか出来ませんでした。誤りのある場合は、誠に恐縮ですが、ご理解いただきたくお願いいたします。

渡島西部広域事務組合議会 議長 溝部 幸基

目 次
令和2年9月4日（金曜日）第1号

○ 議事日程及び会議に付した事件	1
○ 出席議員	1
○ 欠席議員	1
○ 出席説明員	1
○ 欠席説明員	1
○ 職務のため議場に出席した議会事務局職員	1
○ 開会	2
○ 開議宣告	2
○ 議事日程	2
○ 管理者の挨拶	2
○ 日程第1 会議録署名議員の指名	3
○ 日程第2 会期の決定	3
○ 日程第3 諸般の報告	3
○ 日程第4 管理者の行政報告	3
○ 日程第5 認定第1号 令和元年度渡島西部広域事務組合一般会計歳入歳出決算認定について	4
○ 日程第6 議案第1号 北海道町村議会議員公務災害補償等組合同約の変更について	11
○ 日程第7 議案第2号 北海市町村総合事務組合同約の変更について	11
○ 日程第8 議案第3号 北海市町村職員退職手当組合同約の変更について	12
○ 日程第9 議案第4号 職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について	13
○ 日程第10 議案第5号 令和2年度渡島西部広域事務組合一般会計補正予算（第3号）	15
○ 日程第11 閉会中の正・副議長、議員の出張承認について	20
○ 閉会の議決	20
○ 閉会宣告	20

提出案件及び議決結果表

議案 番号	件 名	議決等 月 日	議決結果
認定 1	令和元年度渡島西部広域事務組合一般会計歳入歳出決算認定 について	9月4日	原案認定
1	北海道町村議会議員公務災害補償等組合格約の変更について	9月4日	原案可決
2	北海市町村総合事務組合格約の変更について	9月4日	原案可決
3	北海市町村職員退職手当組合格約の変更について	9月4日	原案可決
4	職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について	9月4日	原案可決
5	令和2年度渡島西部広域事務組合一般会計補正予算(第3号)	9月4日	原案可決

令和2年 第2回定例会
令和2年9月4日（金曜日）第1号

◎議事日程及び会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名
日程第2 会期の決定
日程第3 諸般の報告
日程第4 管理者の行政報告
日程第5 認定第1号 令和元年度渡島西部広域事務組合一般会計歳入歳出決算認定について
日程第6 議案第1号 北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約の変更について
日程第7 議案第2号 北海市町村総合事務組合規約の変更について
日程第8 議案第3号 北海市町村職員退職手当組合規約の変更について
日程第9 議案第4号 職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について3
日程第10 議案第5号 令和2年度渡島西部広域事務組合一般会計補正予算（第3号）
日程第11 閉会中の正・副議長、議員の出張承認について

◎出席議員（11名）

- | | | | | | |
|----|-----|-------------|-----|-----|-------------|
| 議長 | 12番 | 溝部 幸基（福島町） | 副議長 | 11番 | 又地 信也（木古内町） |
| | 2番 | 沼山 雄平（松前町） | | 3番 | 手塚 昌宏（木古内町） |
| | 4番 | 吉田 裕幸（木古内町） | | 5番 | 山田 顕人（知内町） |
| | 6番 | 杉村 志朗（福島町） | | 7番 | 谷口 康之（知内町） |
| | 8番 | 堺 繁光（松前町） | | 9番 | 伊藤 政博（知内町） |
| | 10番 | 伊藤 幸司（松前町） | | | |

◎欠席議員（1名） 1番 佐藤 孝男（福島町）

◎出席説明員（19名）

- | | | | | | |
|---------|-------|--------------|-------|---------|-------|
| 管理者 | 鳴海 清春 | 副管理者 | 工藤 泰 | | |
| 参与 | 石山 英雄 | 参与 | 西山 和夫 | 参与 | 鈴木 慎也 |
| 幹事 | 若佐 智弘 | 幹事 | 大野 樹 | 幹事 | 羽沢 裕一 |
| 監査委員 | 本庄屋 誠 | 会計管理者 | 西田 啓晃 | 事務局長 | 小鹿 浩二 |
| 衛生センター長 | 佐藤 和利 | 消防長 | 鍋谷 悟 | 松前消防署長 | 可香 靖 |
| 福島消防署長 | 吉能 秀美 | 知内消防署長 | 野戸 英二 | 木古内消防署長 | 伊藤 則幸 |
| 消防本部主幹 | 岩上 健作 | 衛生センター副センター長 | 佐藤 拓海 | | |

◎欠席説明員 なし

◎職務のため議場に出席した議会事務局職員（2名）

- 総務係長 梅岡 忍 書記 館政 ななみ

◎開議・開議宣告・議事日程

○議長（溝部幸基）

ただいまの出席議員は11名で、議員定数の半数に達しており、会議は成立致しましたので、令和2年第2回定例会を開会いたします。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりでございます。

◎管理者の挨拶

○議長（溝部幸基）

日程に入る前に、申し出がありますので、管理者の挨拶を行います。

鳴海清春管理者。

○管理者（鳴海清春）

第2回定例会の開催にあたり、一言、ご挨拶を申し上げます。

議員の皆様には、第2回定例会にご出席をいただき、誠にありがとうございます。

令和2年も残り4ヵ月余りとなりました。8月28日の会見で安倍総理が突然の辞意を表明し、政局は新たな総理大臣の選出に動き出しておりますけれども、我々、地方においては国の令和3年度予算の動向が気になるところであり、今後の動きに注視して参りたいと思っております。

新型コロナウイルス感染症については、全国的な感染者数が1万人を割り込み、第2波のピークを越え、下りはじめてはおりますけれども、まだまだ第1波の山と同じような水準になってございます。いまだ収束が見通せない中で、夏から秋に季節が変化し、冬の到来を迎えるとともにインフルエンザの流行と相まって、新たな脅威として新型コロナウイルス感染症が加わり、高齢者の方が多い中で、引き続き厳しい状況が想定されているところでございます。

当組合といたしましては、先の議会で承認をいただきました予算を有効に活用し、感染予防対策に万全を期して参りますので、ご理解とご協力をお願い申し上げます。

また、非常に大型の台風10号が週末にかけて、九州方面に上陸するおそれがあり、これから台風シーズンを迎えますので、災害対応に万全を期して参りたいと考えているところでございます。

さて、本日の議案にもありますように、令和元年度の決算におきまして、繰越金が衛生関係で442万8,376円、消防関係におきましては、1,053万8,154円、合わせまして1,496万6,530円の繰越額となっております。これもひとえに、職員並びに議員各位のご理解のもとに、達成できているものと感じているところでございます。

令和元年度の決算審査意見書にありますように、今後も構成四町の負担金をもって運営されていることを職員一人ひとりが自覚し、もって職員の創意工夫と意識改革を積極的に進めることで、組合の効率性を追求しつつ、適正な組合運営に努めて参りますので、宜しく願いを致します。

それでは、本日の議案の内容についてですが、北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約の変更及び北海道市町村総合事務組合規約の変更並びに北海道市町村職員退職手当組合規約の変更に関する議案が3件、また、新型コロナウイルス感染症に伴う防疫等作業手当を支給するための職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正が1件及び令和2年度一般会計補正予算が1件並びに令和元年度一般会計歳入歳出決算認定が1件の併せて6件の議案審議をお願いするものでございます。

なお、一般会計の補正予算の主な内容ですが、令和元年度決算が確定したことに伴う繰越金及び剰余金の還付並びに衛生センター施設整備基金への積立金など、また、福島町の道道改修工事補償に伴う消火栓移設工事及び新型コロナウイルス感染症の影響による各種事業等の中止に伴う不用額の減額が主なものとなっております。

なお、議案につきましては、担当者から詳しく説明をいたしますので、ご審議のうえ、議決くださるよう、よろしくお願いいたします。

以上をもちまして、簡単ではありますが、開催にあたっての挨拶といたします。本日は、どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（溝部幸基）

管理者の挨拶を終わります。

◎会議録署名議員の指名

○議長（溝部幸基）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。3番、手塚昌宏議員、4番、吉田裕幸議員を指名致します。

◎会期の決定

○議長（溝部幸基）

日程第2、会期の決定を議題といたします。お諮りいたします。本定例会の会期は、本日1日と致したいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議なしと認め、本定例会の会期は本日1日と決定致しました。

◎諸般の報告

○議長（溝部幸基）

日程第3、諸般の報告を行います。諸般の報告は、皆様に配付のとおりですので、ご了承願います。

◎管理者の行政報告

○議長（溝部幸基）

日程第4、管理者より申し出がありますので、行政報告を行います。

鳴海清春管理者。

○管理者（鳴海清春）

令和2年渡島西部広域事務組合議会第2回定例会の開催にあたり、令和2年第3回臨時会以降の行政報告を申し上げます。

まず1点目、消防関係について。

(1)行方不明者の捜索について。

8月16日に福島町宮歌地区において、高齢者の行方不明者がいるとの通報を受け、16日から18日の3日間、警察機関をはじめ海上保安庁及び福島町並びに福島消防署・消防団などが懸命の捜索活動を行いました。残念ながら発見には至りませんでした。

(2)として職員の交通事故等について。

8月19日の深夜、知内町元町地区において、知内消防署職員が運転する乗用車が橋から転落する交通事故を起こし、同乗者に怪我を負わせる事案が発生してございます。

勤務外の時間帯の事故とはいえ、公務員として反省すべき行為であり、管理者としてご迷惑をお掛け致しました皆様に深くお詫びを申し上げという風に思っております。

なお、交通事故の際に、車輛火災が発生しましたが、火災は早期に消火しております。

当事故を受けて全職員に対し、公務員としての自覚を持ち、町民の模範となる行動を心掛けるよう注意喚起したところであります。

次に、追加の行政報告を1点報告させていただきます。

行方不明者の捜索について。

8月29日に福島町千軒地区において、愛知県の男性が前日に大千軒岳に入山したまま下山せず、連絡が取れないとの通報を受け、警察機関をはじめ福島町及び福島消防署などが懸命の捜索活動をしたところ、登山道にいた本人を無事発見し救出しました。

なお、他の行事等につきましては、諸般の報告に整理してございますので、後ほどご参照して頂きたいという風に思います。

以上で、行政報告を終わります。

○議長（溝部幸基）

行政報告を終わります。

◎認定第1号 令和元年度渡島西部広域事務組合一般会計歳入歳出決算認定について

○議長（溝部幸基）

日程第5、認定第1号、令和元年度渡島西部広域事務組合一般会計歳入歳出決算認定についてを議題と致します。

なお、地方自治法第233条第5項、第241条第5項の規定による書類も提出されておりますので、これらも含めて審査致します。

お諮り致します。

監査委員の審査意見につきましては、説明を省略致したいと思いますが、ご異議ございませんか。（「異議なし」という声あり）

ご異議なしと認め、そのように進めて参ります。

これより、監査委員の審査意見に対する質疑を行います。

（「なし」という声あり）

質疑なしと認め、監査委員の審査意見に対する質疑を終わります。

次に、提案理由、決算内容の説明、実質収支に関する調書、財産に関する調書、基金運用状況の説明を求めます。

○事務局長（小鹿浩二）

それでは、ナンバー1の議案の37頁をお開き願います。

認定第1号、令和元年度渡島西部広域事務組合一般会計歳入歳出決算認定について。

地方自治法第233条第3項の規定に基づき、令和元年度渡島西部広域事務組合一般会計歳入歳出決算を、別冊のとおり監査委員の意見を付けて、議会の認定に付する。

令和2年9月4日提出、渡島西部広域事務組合管理者。

それでは、決算の内容について、説明致します。

ナンバー2の決算書1頁をお願い致します。

令和2年7月22日付で、監査委員から決算審査意見書が提出されております。

2頁をお願い致します。

意見書には、「第4審査の結果」として、「計数は正確であり、その内容及び執行状況は適性妥当であると認められた。」旨の審査結果とともに、「第6決算の概要」で、歳入歳出の決算状況や款別の不用額、また、予算流用の状況等が記載されております。

なお、「(4)各款における不用額等の主な内容」につきましては、後ほど説明資料にて説明させていただきますので、あらかじめご了解をお願いします。

また、「(6)予備費の充当」につきましては、1件となっており、知内施設費で、負担金、補助及び交付金の消火栓更新工事費負担金へ406,400円充当しております。

それでは決算の内容を説明致します。

ナンバー3 決算説明書 1 頁をお願い致します。

令和元年度渡島西部広域事務組合一般会計歳入歳出決算説明書の中段をご覧ください。

歳入決算額 15 億 2,673 万 8,710 円、歳出決算額 15 億 1,177 万 2,180 円、歳入歳出差引額 1,496 万 6,530 円、これを令和 2 年度へ繰越し致します。下の「決算の業務別内訳」の歳入歳出差引額をご覧ください。差引額の内訳は、衛生関係が 442 万 8,376 円、消防関係が 1,053 万 8,154 円となっております。後ほど「一般会計決算精算表」で、基金積立金や構成町への還付金について説明致します。

2 頁をお願い致します。

「款別歳入決算額の状況」を説明します。

調定額、収入済額、ともに合計 15 億 2,673 万 8,710 円で、収入率 100%でございます。

歳入に占める款別の割合は、1 款分担金及び負担金が全体の 86.7%、また、2 款使用料及び手数料が 7.5%、以下、順のとおりでございます。

なお、予算科目毎の内容につきましては、資料ナンバー2 決算書の 9 頁から 12 頁に記載しておりますので、後ほど、ご確認願います。

3 頁をお願い致します。

(1) 組合負担金の状況です。

衛生関係部門の負担金は、表中段の小計右端 3 億 4,683 万 4 千円、また、消防関係分は、下から 2 行目 9 億 7,696 万円で、負担金合計額は、13 億 2,379 万 4 千円となっております。

4 頁をお願い致します。

(2) 組合手数料の状況です。

し尿処理手数料から消防手数料までの収入済額の合計は、1 億 1,500 万 2,061 円となりました。このうち、し尿処理手数料は 9,626 万 7,950 円で全体の 83.7%、また、浄化槽汚泥処理手数料は 957 万円で 8.3%、以下、ごみ処理手数料、消防手数料の順となっております。

(3) 組合債の状況です。

令和元年度は起債の借入はありませんでした。

5 頁をお願い致します。

「款別歳出決算額の状況」です。

表の下、合計をご覧ください。予算現額 15 億 2,453 万 8 千円に対し、支出済額が 15 億 1,177 万 2,180 円、不用額は 1,276 万 5,820 円、予算執行率 99.2%であります。

6 頁をお願い致します。

(1) 性質別経費の状況です。

款別の歳出決算額を性質別に、また、前年度と対比したものであります。表の左下、下から 2 段目、合計の令和元年度と平成 30 年度の前年比をご覧ください。

人件費は前年比 2.9%の増、物件費は 0.1%の減、補助費等は退職手当組合精算還付金により 90.7%の増、維持補修費は 8.7%の減、建設事業費は 37.4%の減、公債費は前年同様、積立金は 19.1%の減で、合計で 2.0%の減となりました。

7 頁をお願い致します。

(2) 款及び節別支出一覧表です。

款別に、決算額と構成比を表したものです。右端計欄で、1 節報酬は、支出額は 1,108 万 3,321 円、構成比 0.7%、2 節給料は 3 億 4,215 万 8,034 円、構成比 22.6%、3 節職員手当等は 2 億 5,687 万 926 円、構成比 17%、4 節共済費 1 億 9,172 万 4,996 円、構成比 12.7%、以下、順のとおりとなっております。

8 頁をお願い致します。

(3) 普通建設事業費の状況です。

衛生センターから木古内消防署までの 100 万円以上の普通建設事業等を記載しております。事業費合計は、1 億 2,115 万 1,472 円であります。財源内訳は、国道支出金が 739 万 6,000 円、その他で基金

より 3,333 万円、一般財源が 8,042 万 5,472 円であります。

1 千万円以上の大型事業は、衛生センターでその他プラスチック容器圧縮成型設備改修工事、松前消防署では、江良地区の耐震性貯水槽新設工事、福島消防署では宮歌地区の耐震性貯水槽新設工事、木古内消防署では、高規格救急自動車艀装・資機材購入であります。

9 頁をお願いします。

(4)職員等給与費の状況です。

職員数の内訳は 24 頁に記載しておりますので後ほど参照願います。

表右端合計をご覧ください。給料が 3 億 4,215 万 8,034 円、職員手当等が 2 億 5,687 万 926 円、共済費等が 1 億 9,132 万 1,149 円、給与費合計で 7 億 9,035 万 109 円となりました。

10 頁をお願い致します。

「その他の参考資料」です。

(1)組合債未償還元金現在高です。表下の合計欄を左から順に説明致します。

平成 30 年度末の未償還現在高は、9 億 8,965 万 5,048 円でした。令和元年度は借入れがありませんでしたので、償還額は 9,472 万 5,955 円で、令和元年度末現在高は、8 億 9,492 万 9,093 円となりました。

なお、平成元年度に支払った利子は、表右端のとおり 543 万 3,380 円でありました。

11 頁をお願い致します。

(2)組合債未償還元利償還表です。表右下の合計をご覧ください。

未償還元金は、ただいま説明の 8 億 9,492 万 9,093 円、また、これに係る利子は 2,262 万 5,056 円、合計 9 億 1,755 万 4,149 円が、令和元年度末現在の未償還元利償還額です。

このうち、衛生分は 8 億 3,673 万 9,447 円、消防分は 8,081 万 4,702 円であります。

12 頁をお願い致します。

(3)令和元年度一般会計決算精算表です。この表は、決算繰越額 1,496 万 6,530 円を構成町持分で表したものです。衛生部門繰越額 442 万 8,376 円は、衛生センター施設整備基金に積み立て致します。

また、消防分 1,053 万 8,154 円は、構成町に還付致します。

下の参考は、衛生センター施設整備基金の現在高と、積立予定額を表したものです。

13 頁をお願い致します。

(4)令和元年度基金積立内訳でございます。衛生センター施設整備基金は、計欄に記載しておりますが、平成 30 年度末の 2 億 132 万 5,822 円に令和元年度におきまして、1,850 万 7,352 円積立をし、元年度において 3,333 万円を取り崩しましたので、令和元年度末現在高は、1 億 8,650 万 3,174 円となっております。構成町別の現在高は記載のとおりであります。

14 頁をお願い致します。

(5)構成町別負担金算出基準です。構成町の負担金につきましては、組合格約第 15 条第 2 項に基づき、経費ごとに、均等割・人口割・財政割・実績割により負担割合を決定し、積算しております。後ほどご覧くださるよう、お願い致します。

15 頁をお願い致します。

(6)令和元年度歳入決算状況及び、16 頁の(7)令和元年度歳出決算状況は、2 頁及び 5 頁で説明した款別の内容を目別にまとめたものです。

17 頁をお願い致します。

(8)歳入内訳及び歳出不用額一覧です。

はじめに歳入内訳です。

歳入の決算額で、予算と比較し増額となったものについては、手数料関係では収集量等の増加により、し尿処理手数料 35 万 8,950 円、ごみ処理手数料、13 万 3,261 円であります。消防手数料については、知内発電所ナンバー 6 タンク分の完成検査手数料が 2 月下旬に納入されたことにより、増額となっております。

財産収入については、鉄くず、ペットボトルなどの資源ごみ売却代金が 114 万 2,474 円増となって

おります。収入額の主な内容等については記載のとおりであります。

18 頁をお願い致します。

歳出の不用額を説明致します。

節において、10 万円以上の不用額があったものを中心に説明致します。

最初に事務局所管分です。

事務局費の3 節職員手当等 11 万 1,812 円については、主に時間外勤務実績によるものであります。

10 節交際費 10 万円については、支出がなかったため全額不用額となりました。

11 節需用費 23 万 6,673 円は、庁舎の暖房に係る燃料費 16 万 4,701 円の不用額となりました。

予備費ですが、200 万円の予算がありましたが、充当した案件が 1 件でありました。

充当した内容は、知内施設費が 2 月の議会補正額の積算誤りにより、予算不足 40 万 6,400 円を生じたことが判明したため、予備費から充当したところであります。所属をはじめ、事務局、本部の予算チェックについても、今後十分注意して参ります。

19 頁をお願い致します。

衛生センター所管分です。

し尿処理費については、11 節需用費 31 万 9,605 円は、光熱水費 27 万 1,768 円で、13 節委託料は 64 万 9,026 円、し尿収集運搬業務委託料が実績により、23 万 4,028 円、降雪量が少なかったため除排雪作業業務委託料が 41 万 3,120 円となっています。

ごみ再生処理費は、11 節需用費 26 万 9,935 円で燃料費が主であります。13 節委託料 42 万 8,544 円と次の最終処分場も同様ですが、除排雪作業業務委託料 41 万 3,120 円の不用額が主であります。

続いて、消防本部所管分です。

9 節旅費 20 万 3,580 円と 14 節使用料及び賃借料 191,628 円は、主に緊急消防援助隊派遣費用の関するもので、派遣がなかったことによるものであります。11 節需用費 19 万 4,806 円も事務局と同じく庁舎暖房に係る燃料費が主であります。

20 頁をお願い致します。

松前消防署所管分です

署費は、3 節職員手当等で、26 万 9,187 円で出動実績によるものであります。

12 節役務費 12 万 4,989 円は各種手数料のワクチン接種手数料の実績によるものであります。

19 節負担金、補助及び交付金 13 万 9,860 円は、消防学校教材等負担金 13 万 8,000 円で、新型コロナウイルス感染症により消防学校での各種研修が中止となり負担金が不用額となりました。

団費は、旅費が 124 万 8,900 円で、火災等実績によるものであります。

次に、福島消防署所管分です。

署費は、3 節職員手当等 92 万 1,951 円で、実績により時間外勤務手当が 71 万 6,784 円であります。9 節旅費 11 万 8,240 円についても、救急出動実績によるものであります。11 節需用費 13 万 8,027 円については、車検整備費 8 万 5,313 円が主であります。

団費は、9 節旅費 81 万 280 円で、火災等出動減によるものです。

21 頁をお願いします。

知内消防署所管分です。

署費は、18 節備品購入費 23 万 8,724 円で車輛バッテリー 23 万円の購入がなかったことによるものです。団費は、旅費 34 万 400 円は火災等出動実績により、施設費の需用費 18 万 6,195 円は防火水槽維持補修費 10 万円などとなっております。

木古内消防署所管分です。

署費は、3 節職員手当等 20 万 6,113 円は出動実績によるものであります。11 節需用費 23 万 2,522 円は、燃料費で庁舎暖房用燃料の実績によるものであります。12 節役務費 27 万 8,491 円は、主に建物等保険料 17 万 8,444 円で寄贈救急車保険料の実績によるものです。

19 節負担金、補助及び交付金 10 万 9,375 円は、新型コロナウイルス感染症により消防学校での各種研修が中止となり負担金が不用額となりました。

団費につきましては、9 節旅費 20 万 7,460 円が火災出動実績により、11 節需用費 16 万 6,377 円は貸付被服費 8 万 9,000 円などであります。

施設費は、11 節需用費 13 万 1,344 円で庁舎維持管理費の実績などによるものです。

22 頁の(8)と 23 頁の(9)消防関係資料については、後ほど衛生センター長と消防長より、説明致します。

以上で、決算説明書の説明を終わります。

次に、ナンバー2 決算書により、実質収支、財産調書、基金等を説明致します。

決算書の 28 頁をお願い致します。

【3】実質収支に関する調書です。

1 歳入総額 15 億 2,673 万 9 千円から 2 歳出総額 15 億 1,177 万 2 千円を差し引いた 3 歳入歳出差引額が 1,496 万 7 千円となります。4 翌年度へ繰り越すべき財源は(1)から(3)までは、ございません。5 実質収支額も差引額と同額となり、6 実質収支額のうち、地方自治法第 233 条の 2 に規定する基金繰入金はございません。

29 頁をお願い致します。

【4】財産に関する調書です。

1 公有財産、(1)土地及び建物、総括で説明致します。最初に、土地及び建物、その他の施設、山林とも、増減はなく、決算年度末の現在高の面積は、土地が 12 万 5,230.78 m²となっております。

その横、建物についても、増減はなく、決算年度末の現在高は 1 万 3,393.31 m²となりました。

なお、内訳は、30 頁の行政財産、31 頁の普通財産、32 頁の山林の説明のとおりとなっております。

33 頁をお開きください。

2 の物品です。増減のあったものは、消防分の自動車で、備考欄に記載のとおり、松前消防署 1 台、木古内消防署 2 台、計 3 台の更新です。小型動力ポンプも福島消防署で 1 台を更新したところであります。消防本部では心配蘇生人形 2 体購入しております。

34 頁をお願いします。

3 の基金です。

(1)渡島西部衛生センター施設整備基金の決算年度末現在高は、先に説明のとおり 1 億 8,650 万 3,174 円であり、次の 35 頁から 36 頁までは、各基金の決算審査意見書と基金の運用状況調書です。後ほど、ご覧ください。

以上で、私からの決算内容の説明を終ります。次に衛生センター長と消防長より説明があります。

併せてご審議よろしくをお願いします。

○議長（溝部幸基）

事務局長の説明が終わりました。

次に、廃棄物収集処理実績表についての説明を求めます。

佐藤和利衛生センター長。

○衛生センター長（佐藤和利）

それでは、(9)衛生関係資料について説明いたしますので資料 3 の決算説明書の 22 頁を、お開きください。渡島西部衛生センター廃棄物処理収集実績表、前年度比でございます。

まず、「浄化槽汚泥処理実績」について説明いたします。

令和元年度の搬入量合計は 1,974.08k^l、対前年伸率 6.0%減少、搬入量で 125.92k^l 減少となりました。対前年伸率で大きく増減しているのは、知内町が 99.2%増加、木古内町が 92.9%減少となっております。

知内町の増加理由は、従来から他町に比べると浄化槽汚泥の搬入量は少ないですが、元年度につきましては、夏から秋にかけて、事業者の方の搬入量が増加したことによるものでございます。

また、木古内町の減少した理由につきましては、令和元年度から浄化槽汚泥は、下水道終末処理であります「きこないクリーンセンター」の方で受入できることになったため大きく減少しております。

す。

次に、し尿収集実績について説明致します。

収集量合計は1万7,655.40kℓ、対前年伸率2.5%減少、収集量で460.98kℓ減少となりました。

対前年伸率を見ますと、構成町全てにおいて減少となっております、減少理由につきまして、人口減によるものでございます。

次に、ごみ処理実績について説明いたします。

処理量合計は1,029.52トン、対前年伸率6.5%減少、処理量で72.07トン減少となりました。

対前年伸率を見ますと、構成町全て減少となっており、特に大きく減少しているのは木古内町で、前年度は火事ゴミ約46トン搬入がありまして、令和元年度は実績がなかったことが主な要因であります。

最後に、最終処分場処理実績について説明いたします。

埋立量の合計は702.92トン、対前年伸率26.4%減少、埋立量で252.78トン減少となりました。

対前年伸率を見ますと、特に大きく減少しているのは木古内町で、ごみ処理実績と同様に火災ごみの減少によるものでございます。

また、最終処分場処理実績が構成町全体で減少している理由については、渡島廃棄物処理広域連合から受入している飛灰の減少及び埋立用の覆土の新たな搬入がなかったことによるものです。

以上で、衛生関係資料の説明を終わります。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（溝部幸基）

衛生センター長の説明が終わりました。

次に、消防関係資料についての説明を求めます。

鍋谷 悟消防長。

○消防長（鍋谷 悟）

それでは、令和元年度の消防活動について説明します。

ナンバー3の説明書23頁をお開き願います。

表の中のカッコ書きは、いずれも前年度の数値でございます。

はじめに、救急活動状況をご説明致します。表右下の合計欄をご覧ください。

令和元年度の出動件数は1,338件で前年度と比較し、123件の減、搬送人員は1,283人で前年度と比較して111人の減でございます。

構成町別に出動件数を見ますと、松前町が合計531件で、前年度比63件の減、福島町が前年度比22件減の277件、知内町が前年度比16件増の213件、木古内町が前年度比54件減の317件となっております。

次に、ドクターヘリ搬送状況についてご説明致します。

表の右側合計欄の下をご覧ください。

全体の出動件数については、64件で前年度比3件の増、搬送人員は62人で、前年度比3人の増で、構成町ごとの増減はございますが、総体的には、ほぼ前年度並みの搬送状況となっております。

最後に、火災発生状況についてご説明致します。

発生件数は前年度より5件多い14件、火災によって亡くなられた方は、前年度と同数の2人、構成町ごとの火災種別、損害額につきましては、記載のとおりでございます。

以上で、消防関係資料の説明を終わります。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（溝部幸基）

提案理由の説明が終わりました。

質疑を行います。9番、伊藤政博議員。

○9番（伊藤政博）

2頁の決算書に基づいてお尋ねします。

まず、5頁、議会費です。金額がですね、支出済額で60万と少額であります、前年対比でみますと、32%と率的には非常に多くなっているのですが、その要因はいかなものかと。

もう一点、4頁で決算には直接関係ないのですが、表記の仕方についてお尋ねしたいのですが、予算現額と収入済額との比較で、△マークがつくわけですが、見ますと予算現額よりも収入済額が多い時が△、こういう表記になっております。なんとなく、一般的な感覚では違和感を覚えるわけです。そして決算額の増減でいいますと、こっちの方は前年対比との比べですから、多ければプラスの表記、少なければマイナスの表記とここは一般的に合致するのですが、この予算現額と収入済の比較の△のつけ方のルールはどんな風になっているのか、2点お尋ねいたします。

○議長（溝部幸基）

暫時、休憩します。

休憩 午後2時45分

再開 午後3時00分

○事務局長（小鹿浩二）

回答が遅れて大変申し訳ございません。

まず、資料2の5頁の議会費のところの決算額の32%の増ということで、平成30年度と元年度の比較をしまして、実は四署の消防訓練が平成30年度なかったんです。元年度は実施しましたので、その分の出席者の報酬、費用弁償等合わせると10万円位の増と需用費の方で議会開催時に使用するポットとか消耗品を買ってございますのでその分で32%ほど増えてございます。

もう一つ、3の4頁です。△の表示の件なんですけれども、確かに言葉どおり予算現額から収入済を引きますと、マイナスという表示になりますので、この辺はやはり、感覚的に収入が増えているのにマイナスというのはないなということで、私達も改めて認識致しましたので、このところに記号を付けてですね、予算現額にAとかBとかを付けてまして、それを表示しまして収入済額から予算現額を引くという表記をしますと、△が取れてプラス表示になると、次年度まで検討して修正したいと思います。以上です。

○議長（溝部幸基）

9番、伊藤政博議員。

○9番（伊藤政博）

4頁の予算現額と収入済額の件ですが、少なくとも知内町の場合は逆の表示でしています。福島町さん、どんな使いをされているわかりませんが、それぞれ構成町で統一した表記の仕方をしていただかないと、こういう会議に出てきた時にですね、それぞれの町で感覚でやるとこれとまた表記の仕方が違えば困るの訳で、是非とも検討していただけてよろしくお願い致します。

○管理者（鳴海清春）

ご指摘して頂き有難うございます。ここところは私も常々気になっていてですね、全道の方の監査やっている中で、修正をさせていただいたことがあります。これについては特段定義がありませんので、やはり表記の仕方としては、わかりづらい表記になってますので、そこについては統一感をもって、しっかり来年度に修正をかけていきたいと思っております。

○議長（溝部幸基）

工藤 泰副管理者。

○副管理者（工藤 泰）

福島町も広域事務組合と同じような、こういうかたちで△の表示となっております。予算現額から単純に収入済額を引くので、増えているんですけれども△表示でなっております。

○議長（溝部幸基）

質疑を続けます。質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認め、質疑を終わります。

討論を行います。

（「なし」という声あり）

討論なしと認め、討論を終わります。

採決を行います。

お諮り致します。

認定第1号について、認定することに賛成の方は起立を願います。

起立全員であり、認定第1号は、認定することに決しました。

◎議案第1号 北海道町村議会議員公務災害補償等組合理約の変更について

○議長（溝部幸基）

日程第6、議案第1号、北海道町村議会議員公務災害補償等組合理約の変更についてを議題と致します。

提案理由の説明を求めます。

小鹿浩二 事務局長。

○事務局長（小鹿浩二）

それでは、資料ナンバー1の議案と4の説明資料をご用意いたします。

議案の1頁をお願い致します。

議案第1号 北海道町村議会議員公務災害補償等組合理約の変更について。

地方自治法第286条第1項の規定により、北海道町村議会議員公務災害補償等組合理約を次のとおり変更する。

令和2年9月4日提出、渡島西部広域事務組合管理者。

議案の内容を説明しますので、資料ナンバー4の説明資料の1頁をお願い致します。

議案第1号関係 北海道町村議会議員公務災害補償等組合理約の変更について。

1 提案の理由についてですが、北海道町村議会議員公務災害補償等組合を構成する団体のうち、山越郡衛生処理組合及び奈井江、浦臼町学校給食組合並びに札幌広域圏組合が脱退することに伴い、規約の一部を変更しようとするものであります。

2 変更の内容についてですが、脱退する3団体は、令和2年3月31日をもって解散した「山越郡衛生処理組合」、令和2年9月30日をもって解散する「奈井江、浦臼町学校給食組合」、令和元年7月31日をもって解散した「札幌広域圏組合」であります。それぞれの団体を新旧対照表のとおり、別表第1から削除するものであります。

3 施行期日についてですが、地方自治法第286条第1項の規定による総務大臣の許可の日から施行致します。

以上で説明を終わります。ご審議、よろしくお願いいたします。

○議長（溝部幸基）

提案理由の説明が終わりました。

質疑を行います。

（「なし」という声あり）

質疑なしと認め、質疑を終わります。

討論を行います。

（「なし」という声あり）

討論なしと認め、討論を終わります。

採決を行います。

お諮り致します。

議案第1号を決することに賛成の方は起立を願います。

起立全員であり議案第1号は可決致しました。

◎議案第2号 北海道市町村総合事務組合規約の変更について

○議長（溝部幸基）

日程第7、議案第2号、北海道市町村総合事務組合規約の変更についてを議題と致します。

提案理由の説明を求めます。

小鹿浩二 事務局長。

○事務局長（小鹿浩二）

議案の3頁をお願い致します。

議案第2号、北海道市町村総合事務組合規約の変更について。

地方自治法第286条第1項の規定により、北海道市町村総合事務組合規約を次のとおり変更する。

令和2年9月4日提出、渡島西部広域事務組合管理者。

議案の内容を説明しますので、資料ナンバー4の説明資料の2頁をお願い致します。

議案第2号関係、北海道市町村総合事務組合規約の変更について。

1 提案の理由についてですが、北海道市町村総合事務組合を構成する団体のうち、山越郡衛生処理組合及び奈井江、浦臼町学校給食組合並びに札幌広域圏組合が脱退することに伴い、規約の一部を変更しようとするものであります

2 変更の内容についてですが、脱退する3団体は、令和2年3月31日をもって解散した「山越郡衛生処理組合」、令和2年9月30日をもって解散する「奈井江、浦臼町学校給食組合」、令和元年7月31日をもって解散した「札幌広域圏組合」であります。

それぞれの団体を新旧対照表のとおり、別表第1及び別表第2から削除するものであります。

施行期日についてですが、地方自治法第286条第1項の規定による北海道知事の許可の日から施行致します。

以上で説明を終わります。ご審議、よろしく願いいたします。

○議長（溝部幸基）

提案理由の説明が終わりました。

質疑を行います。

（「なし」という声あり）

質疑なしと認め、質疑を終わります。

討論を行います。

（「なし」という声あり）

討論なしと認め、討論を終わります。

採決を行います。

お諮り致します。

議案第2号を決することに賛成の方は起立を願います。

起立全員であり議案第2号は可決致しました。

◎議案第3号 北海道市町村職員退職手当組合規約の変更について

○議長（溝部幸基）

日程第8、議案第3号、北海道市町村職員退職手当組合規約の変更についてを議題と致します。

提案理由の説明を求めます。

小鹿浩二事務局長。

○事務局長（小鹿浩二）

議案の5頁をお願い致します。

議案第3号、北海道市町村職員退職手当組合規約の変更について。

地方自治法第 286 条第 1 項の規定により、北海道市町村職員退職手当組合同約を次のとおり変更する。

令和 2 年 9 月 4 日提出、渡島西部広域事務組合管理者。

議案の内容を説明しますので、資料ナンバー4 説明資料の 4 頁をお願い致します。

議案第 3 号関係、北海道市町村職員退職手当組合同約の変更について。

1 提案の理由についてですが、北海道市町村職員退職手当組合を構成する団体のうち、山越郡衛生処理組合及び奈井江、浦臼町学校給食組合が脱退することに伴い、北海道市町村職員退職手当組合同約の一部を変更しようとするものであります

2 変更の内容についてですが、脱退する 2 団体は、令和 2 年 3 月 31 日をもって解散した「山越郡衛生処理組合」、令和 2 年 9 月 30 日をもって解散する「奈井江、浦臼町学校給食組合」、それぞれの団体を新旧対照表のとおり、別表から削除するものであります。

3 施行期日についてですが、地方自治法第 286 条第 1 項の規定による総務大臣の許可の日から施行致します。

以上で説明を終わります。ご審議、よろしくお願いいたします。

○議長（溝部幸基）

提案理由の説明が終わりました。

質疑を行います。

（「なし」という声あり）

質疑なしと認め、質疑を終わります。

討論を行います。

（「なし」という声あり）

討論なしと認め、討論を終わります。

採決を行います。

お諮り致します。

議案第 3 号を決することに賛成の方は起立をお願いします。

起立全員であり議案第 3 号は可決致しました。

◎議案第 4 号 職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について

○議長（溝部幸基）

日程第 9、議案第 4 号、職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正についてを議題と致します。

提案理由の説明を求めます。

小鹿浩二事務局長。

○事務局長（小鹿浩二）

議案の 7 頁をお願い致します。

議案第 4 号、職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について。

職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 2 年 9 月 4 日提出。渡島西部広域事務組合管理者。

議案の内容を説明致しますので、資料ナンバー4 説明資料の 6 頁をお願い致します。

議案第 4 号関係です。

職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について。

1 提案の理由についてですが、令和 2 年 3 月 18 日に人事院規則の一部を改正する規則が公布、施行されたことに伴い、新型コロナウイルス感染症感染者又は、感染の疑いがある者への対応業務に従事した職員に対し、防疫等作業手当を支給するため、職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正しようとするものであります。

また、国で指定されている感染症に係る業務に従事した場合に支給される防疫等作業手当について

も、当条例に規定されていなかったことから、今回の改正に併せ、追加するものであります。

2の改正の内容についてですが、

(1)条例第2条の第4号として、防疫等作業手当を特殊勤務手当の種類に追加します。

(2)条例第6条に、防疫等作業手当の内容を規定します。

(3)附則に防疫等作業手当の特例として、新型コロナウイルス感染症の内容を規定するものであります。

(4)対象となる感染症であります。条例第6条に規定するものとして、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第6条第2項及び第3項」で、指定されている感染症で、一類感染症として、エボラ出血熱などの7感染症、二類感染症として、結核などの6感染症が指定されております。附則で定める新型コロナウイルス感染症は、「新型コロナウイルス感染症を指定感染症と定める等の政令第1条」に規定されております。

(5)対象となる業務及び手当額についてです。

手当額につきましては、指定感染症は、当組合所在地の福島町と同額とし、新型コロナウイルス感染症については国と同額としています。手当は1日につきの額としており、指定感染症については、患者の救護若しくは付着した物件の処理に従事した場合は2千円、新型コロナウイルス感染症については、感染者等の身体への直接接触をとまわず、問診等の業務又は感染者等が使用した機器や物品等の消毒などに従事した場合は、3千円、身体に接触又は長時間にわたり接して行う作業の場合は4千円としています。

3の施行期日については、公布の日から施行します。

なお、議案の7頁から8頁に条例の新旧対照表を掲載しております。

以上で、議案第4号職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正についての説明を終わります。

ご審議のほどお願いいたします

○議長（溝部幸基）

提案理由の説明が終わりました。

質疑を行います。

○9番（伊藤政博）

指定感染症の特殊手当ということで、支給する基本的な考え方は賛同するんですが、説明資料の2の(5)の部分で、対象となる感染症の部分です。指定感染症とありますけれども、これは4の部分の対象となる感染症、一類から二類の部分ですけれども、この場合は2千円ということで、新型コロナの場合は3千円、4千円という考え方ですね。それぞれ病気の性質がありますから、その仕分けこのことは医学的でよくわかりませんが、ただ現在、新型コロナウイルスは2類ですけれども、専門家の皆様の意見では2類では少し厳しいのではないかと、専門家の中では5類のインフルエンザ相当でもいいんじゃないかという意見があるみたいなんですけれども、国の政令です。新型コロナの指定の類型がですね、3とか4とかに下がった時には、どんな対応とするのか、これでいくと新型コロナウイルスとはっきり謳ってますんで、下がっても新型コロナウイルスの場合は対象になるんですけども、そうでなくて国の政令で定める1類とか2類とか3類とここまではこの金額でとやったほうが、むしろ融通性が聞くといいですか、これから新型コロナウイルスの指定感染症の類型が変わっても、改正をしなくてもすむ訳ですけども、その辺の考え方についてお尋ね致します。

○議長（溝部幸基）

小鹿浩二事務局長。

○事務局長（小鹿浩二）

コロナウイルスの関係ですけれども、人事院規則と文言の定義については同一としております。そのためこれからは、区分が変わった場合ですね、人事院規則が改正されて、その区分が変わった場合には、国に準じてその手当に支給額とともに、変更した場合はあわせていきたいと考えております。

○議長（溝部幸基）

9番、伊藤政博議員。

○9番（伊藤政博）

その辺は了解しますけれども、これからもですね色々な感染症が出てくる可能性があるんで、その度に特定の病名を当てはめた条例にしときますと、その都度改正していかなくてはならないのですから、むしろそれよりは、国の指定感染症の類型に基づいていくらとやっていたほうがですね、新しいものがでてきても、速やかに対応できるような気がするんですけども、今後の課題として、そういうことも検討していただきたいと思います。以上です。

○議長（溝部幸基）

鳴海青春管理者。

○管理者（鳴海青春）

基本的に職員の手当としては、先程事務局長からありましたとおり、国の人事院規則に基づいて我々整理いただいております。ただ今回の新型コロナについては少し唐突と言いますか、色んなかたちで、国の方で急遽作ったようなきらいがございますので、そこのところについてはしっかり、国の方の、これから多分、伊藤議員おっしゃるとおりですね、これからワクチンがでたり、いろんなかたちで変化をしていくんだという風に思っておりますし、どちらかという多分インフルエンザに近いかたちになって行くのではないのかなと。そこもまだ読み切れていないといいますか国自体もしっかり把握できてない状況でありますので、これからまた多分、来年の春夏にかけてですね、そういったものがしっかり提示されてくるんだと思いますので、また来年の今時期になりますと、多分同じようなかたちの議論がされるのかなと思っておりますので、そこはしっかりと国の方針も見据えた中でですね、きっちり整理をさせていただきたい、そのように思っております。

○議長（溝部幸基）

そのほか質疑ございませんか。

（「なし」という声あり）

質疑なしと認め、質疑を終わります。

討論を行います。

（「なし」という声あり）

討論なしと認め、討論を終わります。

採決を行います。

お諮り致します。

議案第4号を決することに賛成の方は起立を願います。

起立全員であり、議案第4号は可決致しました。

◎議案第5号 令和2年度渡島西部広域事務組合一般会計補正予算（第3号）

○議長（溝部幸基）

日程第10、議案第5号、令和2年度渡島西部広域事務組合一般会計補正予算（第3号）を議題と致します。

提案理由の説明を求めます。

小鹿浩二事務局長。

○事務局長（小鹿浩二）

それでは、ナンバー1議案の9頁をお開き下さい。

議案第5号、令和2年度渡島西部広域事務組合一般会計補正予算第3号。

令和2年度渡島西部広域事務組合一般会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,527万6千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ15億8,281万6千円とする。第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区

分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和2年9月4日提出 渡島西部広域事務組合管理者。

今回の補正予算につきまして、概要を申し上げます。

経費別構成町負担按分表確定による負担金額の調整、普通地方交付税の確定による調整、決算額確定による繰越金に係る基金積立金と構成町への還付金、新型コロナウイルス感染防止による、各種研修会や行事などの中止による旅費などの減額となっております。

また、工事関係では、福島施設費の防火水槽撤去工事、消火栓移設工事に伴う負担金、備品関係では、松前消防団費で救助用ゴムボートの整備が主であります。

それでは、ナンバー4の議案説明資料により説明致します。

説明資料の7頁をお願い致します。

議案第5号関係、経費別構成町負担按分表の変更について。

1 提案の理由について。

構成町の負担金割合につきましては、組合格約第15条第2項で、均等割及び人口割、また、財政割、衛生関係のし尿処理等の実績割に基づき積算するものと規定されております。

この度、今年度の負担率確定の基礎となる構成町の「令和2年4月1日の住民基本台帳人口」、また、令和元年度の「し尿収集量、ごみ処理量、最終処分場埋立量の年間実績量」が確定しましたので、これに関係する構成町負担率を変更致します。

2 構成町負担率変更に伴う負担金の調整について。

負担率の変更に伴い、下記のとおり構成町負担金を調整致します。

増減の主な要因は、し尿処理実績や火災関連ごみの受入量によるものであります。

7頁の最後に構成町毎の増減計のとおり、知内町と木古内町が減、松前町と福島町が増となっております。8頁と9頁に当初と確定後の率を記載しております。この率において構成町の負担金を調整するものであります。

10頁をお願いします。

同じく議案第5号関係で、普通地方交付税の補正についてであります。

1 提案の理由について。

今年度の普通地方交付税が7月31日に決定し、交付額は4,289万9千円で、予算計上済額4,298万6千円に対し、8万7千円の減額となったことによるものであります。

2 普通地方交付税決定の概要について。

減額の内容については、衛生債分の減額であり、令和2年度の普通地方交付税の調整率によるものです。これにより生じた、8万7千円の減額については、予算計上済みの衛生センター施設整備基金積立金の財源としている地方交付税の交付見込額の減額により対応します。

3 基金積立に係る構成町の持分割合について。

衛生分の償還済み起債に対する普通地方交付税については、従来から衛生センター施設整備基金に積み立てることにしております。

今年度の地方交付税分に係る基金積立額は、交付税減額分を差し引いた109万円を予定しております。

なお、積立金の構成町持分については、下記のとおり当該起債の借入年度の人口割となっております。

11頁は組合債に係る普通地方交付税決定充当先一覧表となっております。

次に補正予算の内容を説明しますので、15頁をお願い致します。

それでは、補正予算の歳出から所属毎に説明致します。

節で10万円以上の増減があったものを中心に説明します。

始めに、事務局所管分です。2款総務費、1項、1目事務局費で、15万8千円の減額であります。3節職員手当等の9万8千円の減額は、職員1名分の支給実績によるものであります。8節旅費、4万8千円の減額は、新型コロナウイルスの影響に伴う研修会等の中止による減額です。6款諸支出金、1

項、1 目前年度会計剰余還付金 1,053 万 8 千円の追加は、22 節償還金利子及び割引料で、決算確定による構成町への還付金となっております。構成町毎の額は記載のとおりであります。

次の段の 2 項、1 目衛生センター施設整備基金積立金 434 万 1 千円の追加は、24 節積立金で、決算確定による繰越金のうち、衛生センター施設整備基金へ積立するものであります。

16 頁をお願い致します。

衛生センター所管分です。

3 款衛生費、1 項、1 目し尿処理費 3 万 7 千円の減額及び、2 目ごみ再生処理費 3 万 7 千円の減額は、共に 8 節旅費の減額で新型コロナ影響によるものであります。3 目最終処分場処理費は、按分率変更による財源調整であります。

次に、消防本部所管分です。

4 款消防費、1 項、1 目消防本部費 22 万 6 千円の減額は、3 節職員手当等については、議案第 4 号で可決されました、特殊勤務手当の条例改正により防疫等作業手当が追加されたことに伴うものであります。なお、防疫等作業手当につきましては、消防本部は 1 万 8 千円、各署については、それぞれ 9 万円の追加となっております。8 節旅費 24 万 4 千円の減額は新型コロナ影響分です。

17 頁をお願い致します。

松前消防署所管分です。

2 目松前消防署費 139 万 8 千円の減額は、8 節旅費 113 万 8 千円、12 節委託料 20 万円、18 節負担金、補助及び交付金 17 万 3 千円の減額については、いずれも新型コロナによる各種研修会等の中止によるものであります。2 項、1 目松前消防団費は 72 万 5 千円の追加で、8 節旅費 75 万 2 千円と 13 節使用料及び賃借料 58 万 9 千円の減額につきましては、新型コロナ影響分です。17 節備品購入費 207 万 5 千円の追加は、活動用備品購入費であります。

内訳は、避難救助活動、海難事故時の捜索等に使用する、船外機付きゴムボート 1 台、投光器 1 台を購入するもので、国庫補助金を活用し整備するものであります。

18 頁をお願い致します。

福島消防署所管分です。

1 項、3 目福島消防署費 1 万 3 千円の追加ですが、3 節職員手当等 72 万 1 千円の追加は、扶養等の異動により各種手当が追加となっております。8 節旅費 61 万 8 千円及び 18 節負担金、補助及び交付金 13 万 7 千円の減額は、新型コロナ影響分であります。

2 項、2 目福島消防団費 178 万 4 千円の減額は、旅費 176 万 3 千円の減額で新型コロナ影響分によるものであります。

19 頁をお願い致します。

3 項、2 目福島施設費 675 万 2 千円の追加ですが、10 節需用費 63 万 4 千円の追加は、庁舎車庫の水道漏水による修繕費の追加であります。

14 節工事請負費 350 万円の追加は、道道改修工事により、塩釜地区防火水槽が支障物件となることから撤去する必要が生じたことによる工事費であります。

また、関連して 18 節負担金、補助及び交付金 261 万 8 千円の追加は、福島町水道事業に対する負担金で、塩釜地区防火水槽撤去により、同地区の消防水利を確保することから、既存の消火栓を移設するとともに、単口消火栓から双口消火栓に変更します。いずれも、北海道の補償対象工事であります。

知内消防署所管分です。

1 項、4 目知内消防署費 70 万 3 千円の減額ですが、2 節給料 13 万円の追加で、1 名が 7 月 1 日付けで昇格したことによるものです。8 節旅費 30 万 3 千円の減額は新型コロナ影響分です。12 節委託料 46 万 3 千円の減額は、知内発電所 No.6 号タンク完成前検査が省略になったことによる減額であります。

20 頁をお願い致します。

2 項、3 目知内消防団費 51 万 8 千円の減額は、8 節旅費 41 万 9 千円の減額で新型コロナ影響による

ものです。

次に木古内消防署所管分です。

1項、5目木古内消防署費98万9千円の減額は、8節旅費78万1千円、12節委託料20万円、18節負担金、補助及び交付金17万7千円の減額は新型コロナ影響分、17節備品購入費23万円の追加は、新規採用者1名分の貸付被服購入に伴うものであります。

21頁をお願いします。

2項、4目木古内消防団費124万3千円の減額は、8節旅費123万8千円の減額で、新型コロナ影響分です。

歳出の補正については、以上で説明を終わります。

続いて歳入を説明しますので、12頁をお願いします。

1款、分担金及び負担金、1項、1目衛生負担金24万円の減額は、按分変更と歳出補正に伴う分であります。構成町の負担金は、1節松前町負担金から4節木古内町負担金の額となります。

2目消防負担金574万4千円の減額は、歳出補正に伴う分で、事務局費と本部費は割合により、署費、団費、施設費は構成町からの負担となり、構成町別の負担金は、1節松前町負担金から4節木古内町負担金の額となります。

13頁をお願い致します。

2款使用料及び手数料、1項、4目消防手数料、51万5千円の減額は、1節消防手数料で、危険物施設申請等手数料で、歳出でも説明したとおり知内発電所No.6号タンク完成前検査省略による減であります。

3款国庫支出金、1項、1目消防団設備整備費補助金、69万1千円の追加は、消防団設備整備費補助金で、松前消防団費、活動用備品購入費に係る国庫補助金であります。

7款繰越金、1項、1目繰越金については、決算確定により、1,496万6千円の追加であります。

14頁をお願いします。

8款諸収入、2項、1目雑入、611万8千円の追加は、福島施設費でも説明しました、塩釜地区道道改修工事に伴う防火水槽撤去工事と消火栓移設工事負担金に伴う、北海道からの補償費であります。

総額では、歳入歳出とも1,527万6千円の補正額となります。

補正予算に係る説明は以上です。

ご審議よろしくお願い致します。

○議長（溝部幸基）

提案理由の説明が終わりました。

質疑を行います。

9番、伊藤政博議員。

○9番（伊藤政博）

説明資料の17頁の松前消防署に関連してお尋ねいたします。今回備品購入費で、ボート購入される予定となっております。そして、船外機を含むということですが、船外機の大きさはどの程度の大きさなのか、そして、それは船舶免許の必要性があるのかどうか、まずお尋ねします。

○議長（溝部幸基）

可香 靖松前消防署長。

○松前消防署長（可香 靖）

ボートの購入に伴う船外機ということで、船外機は20馬力のものを購入予定となっております。20馬力を考えたのはですね、消防団の活動用整備費補助金を使用するというので、最初船外機も考えなかったこともあったんですけど、上ノ国町で子供が浮き輪に乗ったまま2キロぐらい流されたという事例がありまして、それで船外機自体も機動力も必要な場合もありえるということで、20馬力の物にしました。免許に関しては、消防団員には漁師の人達が多いので、免許の資格がある人達が多いということで、その辺は使用するのに支障はないということで考えました。

○9番（伊藤政博）

松前消防署に限らずの話ですが、前から洪水等の避難のためにですね、救命ボートが必要でないかということで、準備整備させて頂いております。たしか後志消防署だと思うのですが、やはり救命ボートを入れてですね船外機をも入れたんですが、それが船舶免許を必要でない規模の大きさということでした。後で聞いた話ですが、その程度の馬力だと正直言って流れのあるところだと機能しないのだと、静水でないと動かせないようなもんですよということだったんですね。現実的な対応として、洪水等になりますと当然流れもありますし、特に危険な時こそ住民の救助が必要なわけですから、大きな馬力が必要だと思うのですが、そうすると船舶免許が必要だということになる訳ですね、これから消防団員の方は沢山免許持っている方がいらっしゃるんですけど、消防職員もですね、そういう船舶免許が必要があるんじゃないかというふうに考える訳ですが、今後、そのような対応についてはどう考えているのかお尋ねします。

○議長（溝部幸基）

鍋谷 悟消防長。

○消防長（鍋谷 悟）

今、伊藤議員がおっしゃられたとおりですね、我々災害に対して対応していかなきゃならないということで、どうしても災害現場でそういった船外機が用を足さないような災害等が想定される場合ですね、やはり職員の育成も考えていかなきゃないという風に考えてございます。ですから将来的な部分を考えながら、職員の育成と或いはそれに対応した資機材整備を今後、検討していきたいと思えます。

○議長（溝部幸基）

11番、又地議員。

○11番（又地信也）

13頁のですね、消防手数料の減で51万5千円とあります。検査をしなかったから、減ったんでしょけれども、ここの説明欄の文言が知内発電所特定屋外No.6号タンク完成前検査省略による手数料の減とあるんですね。この検査は省略してもいいものなのだろうかという疑問符が付きましてね。あまり私もこの部分は詳しくないんで、もう少し詳しい説明を頂きたいなど。検査を省略した過程の中で、何か事故があれば、どこの責任になるんだろうなということも憶測の範囲内ですけれども感じられるんですが、その辺ですね、もう少し詳しく説明を頂ければと思います。

○議長（溝部幸基）

野戸英二知内消防署長。

○知内消防署長（野戸英二）

ご説明致します。まず特定屋外タンクの保安検査につきましては、前回の検査から8年の期間を経て検査を行っております。検査の流れといたしましては、タンクを開放いたしまして、構成されているタンクの板厚等をですね、状態の確認後、補修の必要があればですね変更工事許可申請を行いまして、変更工事を行いまして、その後、保安検査審査を板厚や溶接部の状態を検査致します。当初の予算では、保安検査後に溶接部に係る検査を想定しておりまして、8年経過しておりますので肉厚等も減厚しているところもございます。溶接部に係る検査申請手数料と委託料、それぞれを予算計上しておりますが、このNo.6タンクにつきましては、底板とですね側板、双方を検査するんですが、その側板の部分がですね、肉厚が著しく減っていない状況であればですね、その部分に係る検査を省略できるということで、安全上が保たれているという状況の中です、それは省略ができるという形がとられておりますので、その部分で検査すべきものを検査しなかったのではなく、状態を確認したうえで、底板については、補修はしておりますけれども、側板、横の板については補修の必要がなくなっていると、状态的にそういう状態であったものですから、その部分の委託料と手数料を減額しているということでございます。

○議長（溝部幸基）

11番、又地信也議員。

○11番（又地信也）

この検査のですね、立ち合いは消防署のみですか。これは溶接うんぬんという話がでたんでね、溶接ということになると専門だなと。専門の人でないとわからないだろうと。そんな風に感じているんですね。それで肉厚がうんぬんだとか、いう話がでましたけれども、当初予算で溶接必要だという形の中で、実際にしてみたら溶接がいらなかったということになるんですね。8年前うんぬんと言っていましたので、その老朽化と言いますかね、その部分をその検査するとかというのは消防でできるものなかと。ちょっと疑問符が付くんですよね。その辺の立ち合いだとかというのは、どんな風になっているのか、これね例えば、燃料だと思っんですけど火力発電所のね。これが万が一、海に出たとかということになれば、大変な話になるし、その辺をですね心配する中でちょっと聞いてるんで、検査の過程の中でね、専門屋さんを呼ばなくてもいいのかというような部分、その辺どうなのか、もう少し詳しく教えて下さい。

○議長（溝部幸基）

野戸英二知内消防署長。

○知内消防署長（野戸英二）

まず検査につきましてはですね、外部委託をしております。当然、知内消防署員もですね現場に立ち会って一緒に確認を行いますけれども、専門的な外部機関に委託しているということによりまして、委託料というものが発生しております。その中で目視もそうなんですけれども、超音波を使ったりですとか、様々な機器を用いてですね、正確に検査しておりますので、恣意的にですね目視で大丈夫だろうとではなく、正確な測定機器を用いて検査しておりますので、その辺は正確性が高いという風に理解しております。

○議長（溝部幸基）

そのほか質疑ございませんか。

（「なし」という声あり）

質疑なしと認め、質疑を終わります。

討論を行います。

（「なし」という声あり）

討論なしと認め、討論を終わります。

採決を行います。

お諮り致します。

議案第5号を決することに賛成の方は起立を願います。

起立全員であり、議案第5号は可決致しました。

◎ 閉会中の正・副議長、議員の出張承認について

○議長（溝部幸基）

日程第11、閉会中の正・副議長、議員の出張承認についてを議題と致します。

お諮り致します。

閉会中、議会において出席・派遣を要する諸行事、慶弔、会議、研修等について、正・副議長、議員を出張させたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議なしと認め、ただいまお諮りしましたとおり、承認することに決定致しました。

なお、出席または派遣する議員については、その都度議長において指名することと致したいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議なしと認め、その都度議長において指名することに決定致しました。

◎閉会の議決

○議長（溝部幸基）

お諮り致します。

以上で、本会議に付議された案件の審議を全て終了致しましたので、令和2年第2回定例会を閉会致したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。

◎閉会の宣告

○議長（溝部幸基）

これをもって閉会いたします。

どうもご苦労様でした。

（閉会 午後3時50分）

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

渡島西部広域事務組合議会

議 長 溝部 幸基

署名議員 手塚 昌宏

署名議員 吉田 裕幸